

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	政策企画グループ
契約締結年月日	令和3年5月11日
契約者名	公益財団法人 山梨総合研究所
契約名	令和3年度山梨県県民意識調査業務委託
契約金額 (税込み)	10,131,000円
随意契約理由	<p>公益財団法人山梨総合研究所は、中長期的展望に立った幅広い視点から、地域政策・社会政策等に関する調査研究及び提言を行うとともに、地域課題等に関する情報の収集や提供、調査研究活動等を通じた人材育成を行うことにより、県民生活の向上及び地域社会の健全な発展に資することを目的として、県や山梨中央銀行等の6団体の出資により、平成10年4月に設立された、本県唯一の地域シンクタンクである。</p> <p>一方、本調査は県民意識の動向を的確に把握し、時代の潮流を適切に捉えて、県民の視点に立った県政を推進するために実施するものであり、本県の当研究所への出資目的に適合するものである。</p> <p>また、調査の実施に当たっては、現在の県内事情、地域の視点に立ち地域の変化に応じた分析が必要である。当研究所は、これまで、本県や県内市町村等からの受託研究など地域の諸課題についての調査研究を数多く手掛け、地域課題や地域情勢等、本県に関する過去から継続したデータベースの蓄積は豊富である。スタッフも、県内の地域事情やその変化に精通しており、地域政策、社会政策、産業政策に係る調査研究、分析のノウハウを有していることから、県内の地域の特性・実情や時代による意識変化の経緯を踏まえた分析が可能である。</p> <p>また、本調査は3～5年ごと定期的に実施し、継続性を重視している調査であることから、各調査項目における時</p>

	<p>系列比較は重要な要素である。当研究所は過去6回受託しており、その間の調査における詳細データも保有していることから、過去の調査実績を踏まえた比較分析をすることができる唯一の機関である。</p> <p>以上の理由から、本調査の実施に当たっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、山梨県財務規則第137条第3項の規定により見積合わせを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号